

東大阪市地域研究助成金交付要綱

(要旨)

第1条 この要綱は、東大阪市内に所在する大学、大阪経済法科大学及び大阪産業大学（以下「大学」という。）で行う東大阪市の地域に関連する研究活動等（以下「地域研究活動等」という。）を支援することにより本市のまちづくりに資するため、地域研究活動等に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金等交付規則の遵守)

第2条 助成金の交付に当たっては、東大阪市補助金等交付規則（平成元年東大阪市規則第13号）の定めるところに従い、これを行わなければならない。

(交付対象)

第3条 助成金は、大学が行う地域研究活動等で市長が適当と認めるものに対し、予算の範囲内において交付する。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1 地域研究活動等につき100万円の範囲内において別に定める額とする。ただし、国等の他の補助金が交付される事業については、その補助額を除く経費を対象経費とする。
2 前項の規定により算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、市長が指定する期間内に、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 東大阪市地域研究助成金交付申請書（第1号様式）
- (2) 東大阪市地域研究助成金計画調書（第2号様式）
- (3) 東大阪市暴力団排除条例にかかる誓約書（第3号様式）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定により申請した者は、その申請した地域研究活動等の期間が本市の会計年度複数年にわたるときは、毎会計年度、市長が指定する期間内に交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、助成金を交付することが適当であると認めるときは、助成金の交付、交付額及び交付の条件を決定し、東大阪市地域研究助成金交付決定通知書（第4号様式）により大学及び申請者に通知するものとする。

2 前項の助成金の交付決定を受けた者は、すみやかに東大阪市地域研究助成金交付請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(交付条件)

第7条 市長は、前条の交付決定にあたっては、次の各号に掲げる事項を条件として交付するものとする。

- (1) 助成金を当該助成金の交付決定を受けた事業以外の用途に使用しないこと。
- (2) 申請者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規程する暴力団（以下「暴力団」という。）ではないこと。
- (3) 申請者が東大阪市暴力団排除条例（平成24年東大阪市条例第2号）第2条第3号に規程する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）ではないこと。
- (4) その他、当該助成金の交付の目的を達成するために必要がある事項。

(地域研究活動等の変更)

第8条 助成金の交付を受けた者が、申請内容を変更（次項に定める軽微な変更を除く。）しようとするときは、あらかじめ東大阪市地域研究助成金変更申請書（第6号様式）を市長に提出し、その承認を得なければならない。

- 2 前項における軽微な変更は、補助対象経費の費目間の配分変更をする場合において、変更前の各費目における配分額の2割以内の変更とする。
- 3 市長は、変更申請書の提出があった場合において、申請内容を変更することが適当であると認めるときは、申請内容の変更を決定し、東大阪市地域研究助成金変更決定通知書（第7号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績等の報告)

第9条 助成金の交付を受けた者は、地域研究活動等を完了したときは、すみやかに東大阪市地域研究助成金実績報告書（以下「実績報告書」という。）（第8号様式）を市長に提出しなければならない。なお、助成金の交付の決定に係る本市の会計年度が終了したときは、当該会計年度終了後10日以内に市長に提出しなければならない。

- 2 助成金の交付を受けた者は、前項の実績報告書にその成果物及び研究活動成果の概要（以下「研究活動成果等」という。）を添えて市長に提出しなければならない。

(帳簿等の整理保管)

第10条 助成金の交付を受けた者は、助成金の収支に関する帳簿を備え、領収書その他の関係書類を整理し、交付を受けた本市の会計年度終了後5年間保管しなければならない。

(調査、報告及び指示)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた者に対し、助成金の交付に関する必要な事項について報告を求め、調査し、又は指示することができる。

(交付の取り消し等)

第12条 市長は、助成金の交付を受けようとした者又は受けた者が次の各号の一に該当するときは、交付の決定を取消し、交付額を変更し、又は既に交付した助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 不正な手段により助成金の交付を受けようとし、又は受けたとき。
- (2) 助成金の交付の目的に反して助成金を使用したとき。
- (3) 助成金の交付の条件に違反したとき。
- (4) 助成金の交付決定に係る本市の会計年度内に助成金の全部又は一部を使用しなかったとき。
- (5) 地域研究活動等を継続する見込みがなくなったとき。
- (6) 暴力団及び暴力団密接関係者であることが判明したとき。
- (7) 第8条の規定による承認を得たとき。
- (8) その他この要綱の規定に違反したとき。

2 前項の規定により助成金の全部又は一部の返還を命じられた者は、市長が指定する期限までに当該助成金を返還しなければならない。

(地域研究活動等の公表等)

第13条 市長は、実績報告書及び研究活動成果等の全部又は一部を印刷その他の方法により公表することができる。

- 2 市長は、地域研究活動等の成果の全部又は一部を行政に反映することができる。
- 3 市長は、資料の提供その他可能な範囲で地域研究活動等に協力するものとする。

(警察署長からの意見聴取)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けようとした者又は受けた者が暴力団等であるかどうかについて、警察署長の意見を聴くことができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、助成に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年2月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。